

システム管理者業務倫理規定

第1条 本規定は、KIU 運用部のネットワークシステム管理者（以下管理者）の倫理規定を定める。

2. 管理者は KIU 運用部長が委嘱し、KIU 基幹網に接続する LAN の接続装置または、LAN 上に接続されるサーバの管理権限およびサーバの特権ユーザ権限を持つものとする。

（守秘義務）

第2条 管理者は業務上知り得る一切のネットワーク情報・ホスト情報・個人情報に関して、運用部長の承認を得ずに、これを他者に漏らしてはならない。

第3条 管理者は通信機器およびサーバ計算機の特権ユーザのユーザ名およびパスワードを他者に漏らしてはならない。

2. 業務上 KIU が業務を委託する業者の技術者に開示しなければならない場合は、事前に運用部長の了承を得た上、あらかじめ変更したパスワードを開示し、作業後に再変更するなどの方法をとらなければならない。
3. 管理者は、特権ユーザ権限を一時的に付与した技術者の作業には立ち会わなければならない。

第4条 管理者は電子メールの通信記録（以下ログ）を他者に漏らしてはならない。

2. 通信の存在を明らかにしてはならない。
3. 業務上必要なログの採取にあたっては、一般ユーザへの読み取り権限を制限しなければならない。

第5条 管理者はネットワークサービスの利用記録を他者に漏らしてはならない。

2. 利用の有無を明らかにしてはならない。
3. 利用実績等の運用統計に用いる場合は、利用者が特定できないように加工したものを
用いなければならない。

第6条 管理者は運用部長の許可なく、登録されている利用者の個人情報を開示してはならない。

（アクセスの制限）

第7条 管理者は特権ユーザ権限を用いて、利用者のファイルにアクセスしてはならない。

2. サーバシステム運用上の正当な理由なく、利用者のファイルの閲覧、編集、複写、移動、削除を行ってはならない。

第 8 条 管理者は電子メールの内容を閲覧してはならない。

- 2.サーバの維持管理のために電子メールのファイルを閲覧しなければならない場合は、運用部長の承認を得なければならない。
- 3.ただし、特定の電子メールの配信によってサーバシステムの運用が著しく阻害され、対処に緊急性を要する場合はこの限りではない。

第 9 条 管理者はネットワークの維持管理に必要な正当な理由なしに、ネットワークパケットに直接アクセス（パケットキャプチャ）してはならない。

（ネットワークサービスの制限）

第 10 条 管理者は KIU が定めるネットワークサービス以外のサービスを許可なく運用してはならない。

- 2.実験的に運用する場合は運用部長の許可を得るものとする。

（システムの保全）

第 11 条 管理者はシステムの保全に留意しなければならない。

- 2.「KIU 運営委員会」、「KIU 技術部会」、外部セキュリティ関連団体の勧告等に留意し、問題が指摘された場合は速やかに対処し、これを運用部長および運営委員会に報告しなければならない。

以上

KIU ネットワーク管理者委嘱通知書

平成10年4月1日

大塚 秀治 殿

貴殿を KIU ネットワーク管理者として委嘱いたします。

期間は、平成10年4月1日 から
平成11年3月31日までとします。

同意される場合はネットワーク管理者業務倫理規定遵守誓約書の提出をお願いいたします。同誓約書の提出を持って委嘱同意とさせていただきます。

K I U 運用部長 松本彰夫